



誰もが心豊かに子育てできるまち 逗子

概要版

平成 27 年 3 月

逗子市

目次

I	策定の背景・趣旨	1
II	計画の位置づけ	1
III	逗子市の子育て支援施策の課題	2
IV	計画の基本的な考え方	3
1	基本理念	3
2	基本的な考え方（施策の視点）	4
3	計画の基本目標	4
V	基本目標における施策の方向と取組み	5
基本目標 1	教育・保育の量の確保と質の向上をめざします	5
基本目標 2	子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします	6
基本目標 3	安心して子どもを産み育てられるまちをめざします	7
基本目標 4	支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します	8
基本目標 5	仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします	9
VI	子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策	10
1	教育・保育提供区域の設定	10
2	幼児期の教育・保育	10
3	地域子ども・子育て支援事業	12
VII	計画の進行管理	15
1	計画の推進体制	15
2	計画の進行管理	15

I 策定の背景・趣旨

わが国では、少子化が急速に進行し、平成 2 年に合計特殊出生率が 1.57 となって以来、少子化対策が社会全体の大きな課題として認識され、「エンゼルプラン」（平成 6 年）や「新エンゼルプラン」（平成 11 年）などを策定し、少子化対策への取り組みが始まりました。また、平成 15 年には「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が制定され、同法に基づき地方公共団体及び企業に「行動計画」策定を義務付け、子育て家庭をとりまく地域環境についても取組みを推進していくことになりました。しかしながら、子どもや子育てを取り巻く環境は依然厳しく、地域とのつながりの希薄化の中、子育てに対する不安や孤立感を覚える家庭は少なくありません。また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、保育ニーズは年々増加しており待機児童が問題化されるようになりました。

このような社会情勢を受け、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年から本格施行され、幼児期の質の高い教育・保育の提供や待機児童の解消、地域の子ども子育て支援のさらなる充実を図ることとしています。

本市においても、平成 22 年には「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育てを地域全体で応援し、子どもも親もともに育つ豊かな環境を創造するとともに、すべての子どもがいきいきと育つことを目指し、「みんなでスクラム 子育て・子育て応援都市 逗子」をスローガンとして子育て支援に取り組んできました。平成 26 年度に本計画の最終年度を迎え、今後はこれまでの「次世代育成支援行動計画（後期計画）」も継承しつつ、「子ども・子育て関連 3 法」に基づき誰もが住みなれた地域で安心して子どもを育てることのできる総合的な支援体制の充実を目指すため、また、地域と力を併せてともに育むまちづくりを目指すため、新たな計画として「逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

II 計画の位置づけ

- ◆本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。
- ◆また、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」を継承し、包含する計画として位置付け、「健やか親子 21」に基づく「母子保健計画」も含めて計画します。
- ◆さらに、さまざまな分野の取組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」や「逗子市福祉プラン」などの上位計画と整合性を持ったものとしています。

Ⅲ 逗子市の子育て支援施策の課題

(1) 教育・保育の量をバランスよく確保

0歳から小学校就学前の子どもの教育・保育事業（幼稚園や保育所等）の利用については、保護者の就業形態に合わせ、潜在的なニーズも含めた待機児童を解消するため、教育・保育の量をバランスよく確保する必要があります。

(2) 人と人とのつながりが生まれる場、人と人とのふれあいの場の充実

妊娠中や出産後にかかわらず子育てについて不安を感じ、自信が持てない人が多く、子育て中の人同士の交流や赤ちゃんの育児相談など人との交流を求めています。また、子育てに自分の時間がとられ、自分に余裕がない状態にある保護者も多く、日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスを求めており、一時預かりや子どもを遊ばせる場、親のリフレッシュの場など他の親子との交流や親がリフレッシュできる場所や機会の提供について充実を図る必要があります。

(3) 子育てに関する情報提供方法を検討

必要な人が必要ときに必要な情報が得られる手段を確立する必要があります。また、様々な子育てに関連する団体と連携をしながら、地域での子育てについての協力体制を作る必要があります。

(4) 相談体制の充実が必要

子ども・子育てを取り巻く社会環境は変化してきており、現在の相談体制をより一層親子に寄り添える取組みが必要です。妊娠中から出産後、子どもの成長に合わせた相談体制を構築します。

(5) ワークライフバランスの促進

父親の育児休業取得率が極めて低く、父親の育児参加の促進が必要です。また、子どもの保育所入所のタイミングに合わせて母親の育児休業の期間を調整しています。短時間勤務制度の利用をしたかったが利用できない理由として父親、母親共に職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があったことが挙げられています。父親は仕事中心の社会状況に常に置かれており、子育てに日常的にかかわることが少なく積極的な育児参加が求められます。

(6) ハード面での子育て支援

子育てをされていて特に困ること困ったこととして、「子どもが安全に通れる道路がないこと」、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車がが多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」、「安心して子どもを遊ばせる場所がないこと」が多く挙げられています。また、公園の新設や遊具の充実も要望として挙げられています。

IV 計画の基本的な考え方

1 基本理念

スローガン

誰もが心豊かに子育てできるまち 逗子

子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように！
子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように！
まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように！

ア. 子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように！

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。保護者が子育てを主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生き育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

イ. 子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように！

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちの環境を生かした豊かな遊びと学びの場を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に子育て・子育てできるまちづくりをめざします。

ウ. まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように！

逗子市の豊かな自然環境や市民の力を生かし、子どもが心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培い、子ども自身もまちづくりに主体的に関わっていくことができるよう、様々な活動・体験の機会と環境づくりを進めます。

2 基本的な考え方（施策の視点）

4つの視点

1 子どもの最善の利益のための視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもの最善の利益を尊重する取組みを推進します。

2 子育てを親が主体的に行える視点

保護者が子育てに喜びを感じられるよう、孤立感や不安感を和らげ安心して子育てができる環境を整え、親育ちを支援します。

3 すべての子育て家庭を支援する視点

すべての子どもがいきいきと子どもらしい生活を送れるよう、市や地域などまち全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。

4 切れ目のない体系的で継続性ある長期的視点

妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を継続的に行うとともに、次世代を担う子どもたちが豊かな心の大人になれるよう長期的視野に立ち支援していきます。

3 計画の基本目標

5つの基本目標

基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

基本目標4 支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

V 基本目標における施策の方向と取組み

基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

幼児期は豊かな人間性を培う大変重要な時期であるため、子どもを預かるだけでなく、保護者をより支援すると共に、教育・保育の質の向上をめざします。

保育ニーズの増加に伴い、働き続けたくても子どもの預け先が見つからないなどの理由で働くことをあきらめてしまうことのないよう、教育・保育の場を増やすなど、待機児童を解消するとともに、放課後児童クラブの内容の充実を図り、子育てしやすいまちをめざします。

取組みの内容

1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保

- ① 教育・保育施設の整備と拡充
- ② 地域型保育（小規模保育など）の促進
- ③ 認定こども園への移行促進・支援

2 幼児教育・保育の質の向上

- ① 幼稚園・保育所の教育活動及び教育環境の充実
- ② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続
- ③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応

3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充

- ① 必要な時、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実
- ② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実

4 放課後児童クラブの充実

- ① 活動内容の充実
- ② 新たな環境への不安・負担軽減

基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、身近な地域で遊び、集い、交流の場をもつなど子育てに対する不安や孤立感を減らすことが必要です。地域とのつながりを促進するため、子育てに関する情報提供を充実させるとともに、子育てを通して人と人とがつながるまちづくりをめざします。

また、次世代を担う児童・青少年が、心身共に健やかに、生きる力を培い、のびのびと活動できるような環境づくりを促進するとともに、地域や家庭、学校などと連携を図り、子どもが安全かつ安心して過ごせるまちづくりをめざします。

取り組みの内容

1 親子遊びの場づくり

- ① ほっとスペース（親子遊びの場）の充実と連携
- ② 子育てサークル等への支援
- ③ 逗子の自然やまちの環境を生かした遊びの充実
- ④ 安心・安全な子どもの遊び場づくり

2 子育て情報の整備と提供

- ① 子育てに役立つさまざまな情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備。
- ② 子育てネットワーク会議の設置と関係機関・団体との連携強化
- ③ 家庭や地域への教育・保育についての情報提供

3 地域や市民が主体の子育て支援の充実

- ① ファミリーサポートセンター事業の拡充
- ② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開
- ③ 地域子ども会活動の充実
- ④ 青少年の地域参画の推進

4 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進

- ① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進
- ② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり
- ③ 学校・家庭・地域でのプレ親教育の推進

5 児童・青少年の居場所づくり

- ① 児童・青少年の居場所づくり
- ② 児童・青少年の自主活動の促進
- ③ ふれあいスクール事業の充実

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うことや、妊娠・出産・子育てに悩みや不安のある人も気軽に相談できるよう、身近な地域での相談場所や機会を拡充し相談体制の整備を行うとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない、きめ細かい支援をめざします。

取り組みの内容

1 妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり

- ① 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導活動
- ② 育児教室、両親教室等の学習機会の充実
- ③ 子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり

2 子育て相談・子育て支援の充実

- ① 妊娠・出産・育児まで一貫した支援の充実
- ② 子育てに関する相談の充実
- ③ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実
- ④ 子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり
- ⑤ 経済的支援

3 育児ストレスへの対応

- ① 母親の社会参加促進とレスパイト機能の確保
- ② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり
- ③ 相談機能の充実

基本目標4 支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

すべての子どもが愛され、豊かな可能性を伸ばしながら育つ権利があります。障がいのある・なしや家庭環境などのいかにかわらず、まちの中でいきいきと過ごし、大人になる夢を育むための環境づくりとサポートの充実を図ります。

取り組みの内容

1 すべての子どもを受け入れる環境づくり

- ① 幼稚園、保育所、学校等における障がいのある子どもなどの受入れの充実
- ② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成
- ③ 障がいのある子どもなどへの理解ある環境づくり

2 障がいのある子ども、発達に心配がある子どもとその家族への支援

- ① 障がいの早期発見・一貫した支援の充実
- ② 医療・保健などの地域関係機関が連携できる仕組みづくり
- ③ 子どもと家族への心身のケア体制の充実
- ④ 障がいのある子どもや発達に心配のある子どもとその家族を支える地域づくり

3 ひとり親家庭への自立支援の推進

- ① 母子・父子家庭への自立支援の推進
- ② 相談、情報提供の充実

4 児童虐待など保護が必要な子どもと親への対応

- ① 子どもと親に対する相談支援
- ② 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携
- ③ 保護者・家庭の自立支援
- ④ 児童保護に係る NPO 活動などへの支援と連携

基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

仕事と子育ての両立ができるよう、母親が働きやすい環境づくりや、父親の育児・家事への参加できるきっかけづくりなど、ワークライフバランスの取組みを進めます。

取組みの内容

1 男女の多様な働き方に対するサポート

- ① ライフスタイルに合わせた子育てサポート
- ② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進
- ③ 就業時間に即した保育支援
- ④ 病児・病後児の預かり支援

2 父親の家事・育児参画と祖父母世代の孫育て応援

- ① 父親の家事・育児参画の促進
- ② 祖父母世代の孫育て応援

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

- ① 子育て支援センター
- ② 一時預かり
- ③ ファミリーサポートセンター(病児・病後児預かりを含む)
- ④ 利用者支援
- ⑤ 放課後児童クラブ

VI 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により教育・保育を提供するための施設の整備の状況およびその他の地理的条件や社会的条件を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、これら条件のほか、基盤整備や事業実施上の効果など総合的に考慮の上、区域を限定せず かつ効率よく計画を進めるため、教育・保育の提供区域について、市内全域を1区域と設定します。

2 幼児期の教育・保育

平成 27 年度

(単位:人)

H27 年度		1号	2号	3号			計
		3-5 歳		0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	子どもの人数	666	618	85	160	170	1,699
②確保の内容	認定こども園(幼稚園型)						0
	認可保育所(公立)		120	10	20	30	180
	認可保育所(私立)		307	37	69	77	490
	幼稚園(私学助成)	666					666
	小計	666	427	47	89	107	1,336
	小規模保育事業(A型)			6	14	18	38
	地域型 小計	0	0	6	14	18	38
	合計	666	427	53	103	125	1,374
	②-①	0	-191	-32	-57	-45	-325

平成 28 年度

(単位:人)

H28 年度		1号	2号	3号			計
		3-5 歳		0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	子どもの人数	644	599	83	155	165	1,646
②確保の内容	認定こども園(幼稚園型)						
	認可保育所(公立)		120	10	20	30	180
	認可保育所(私立)		367	49	87	97	600
	幼稚園(私学助成)	644					644
	小計	644	487	59	107	127	1,424
	小規模保育事業(A型)			9	22	26	57
	地域型 小計	0	0	9	22	26	57
	合計	644	487	68	129	153	1,481
	②-①	0	-112	-15	-26	-12	-165

平成 29 年度

(単位:人)

H29 年度		1号	2号	3号			計
		3-5 歳		0歳	1歳	2歳	
①量の 見込み	子どもの人数	621	577	80	150	160	1,588
②確保 の内容	認定こども園(幼稚園型)	260	60				320
	認可保育所(公立)		120	10	20	30	180
	認可保育所(私立)		367	49	87	97	600
	幼稚園(私学助成)	361					361
	小計	621	547	59	107	127	1,461
	小規模保育事業(A型)			30	38	42	110
	地域型 小計	0	0	30	38	42	110
	合計	621	547	89	145	169	1,571
②-①		0	-30	9	-5	9	-17

平成 30 年度

(単位:人)

H30 年度		1号	2号	3号			計
		3-5 歳		0歳	1歳	2歳	
①量の 見込み	子どもの人数	597	555	78	144	152	1,526
②確保 の内容	認定こども園(幼稚園型)	260	60				320
	認可保育所(公立)		120	10	20	30	180
	認可保育所(私立)		367	49	87	97	600
	幼稚園(私学助成)	337					337
	小計	597	547	59	107	127	1,437
	小規模保育事業(A型)			30	38	42	110
	地域型 小計	0	0	30	38	42	110
	合計	597	547	89	145	169	1,547
②-①		0	-8	11	1	17	21

平成 31 年度

(単位:人)

H31 年度		1号	2号	3号			計
		3-5 歳		0歳	1歳	2歳	
①量の 見込み	子どもの人数	575	533	75	138	147	1,468
②確保 の内容	認定こども園(幼稚園型)	260	60				320
	認可保育所(公立)		120	10	20	30	180
	認可保育所(私立)		367	49	87	97	600
	幼稚園(私学助成)	315					315
	小計	575	547	59	107	127	1,415
	小規模保育事業(A型)			30	38	42	110
	地域型 小計	0	0	30	38	42	110
	合計	575	547	89	145	169	1,525
②-①		0	14	14	7	22	57

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

保育所等利用者支援員を市の中心部である市役所内に2名配置（1か所）。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込(箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所数)	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

(確保策)年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込(人年)	26,628人	25,812人	24,888人	23,888人	29,946人
確保方策(箇所)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(3) 妊婦に対する健康診査

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込(件)	4,998	4,858	4,676	4,480	4,312
確保 方策	実施場所	-----	-----	-----	-----
	実施体制	-----	-----	-----	-----
	検査項目	13	13	13	13
	検査時期	-----	-----	-----	-----

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込(人)	332	283	273	263	253
確保 方策	実施体制(人)	10	10	10	10
	実施機関	1	1	1	1

(5) 養育支援訪問事業

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込(人)		24	24	24	24	24
確保 方策	実施体制(人)	4	4	4	4	4
	実施機関	1	1	1	1	1
	委託団体等	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込(人年)		15	15	14	14	13
確保 方策	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	-----	15	14	14	13

(7) 子育て援助活動支援事業(就学後)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込	1,437	1,404	1,374	1,344	1,314
確保方策	1,557	1,524	1,491	1,464	1,434

(8) 一時預かり事業

- ◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

単位:(人年)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込(1号認定による利用)	1,813	1,756	1,692	1,628	1,566
確保方策(一時預かり事業)	1,813	1,756	1,692	1,628	1,566

- ◆ 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動事業(病児・緊急対策強化事業を除く、ファミリー・サポート・センター事業)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

単位:(人年)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込		6,015	5,826	5,614	5,402	5,195
確保 方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	2,960	4,440	4,440	4,440	4,440
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	3,595	3,635	3,675	3,715	3,755
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	-----	-----	-----	-----	-----

(9) 延長保育事業

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込		133	129	124	119	114
確保 方策	実施体制	-----	-----	-----	-----	-----
	実施箇所数	6	7	7	7	7

(10) 病児保育事業、子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込		2,090	2,025	1,952	1,875	1,803
確保 方策	（病児保育事業）	-----	-----	-----	-----	-----
	子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）	300	500	700	900	1,100

(11) 放課後児童クラブ事業

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(延べ人数)		407	396	385	375	365
確保方策	実施箇所数	5	5	5	5	5

※参考（関連事業）ふれあいスクール（放課後子ども教室）

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	実施箇所数	5	5	5	5	5

VII 計画の進行管理

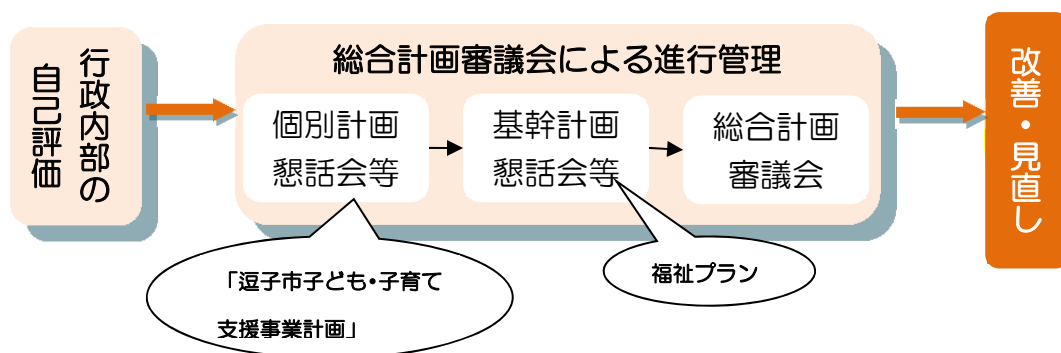
1 計画の推進体制

- ◆「逗子市子ども・子育て会議条例」に基づき市長の諮問機関である「逗子市子ども・子育て会議」を設置し、事業計画及び本市の子ども・子育て支援に関する円滑な事業運営を推進するとともに、子ども・子育てに関する問題提起や意見等を市に対して行います。
- ◆本計画の推進にあたって、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所など子ども・子育て支援事業者、学校、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら施策を推進していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、的確に事業に反映させます。

2 計画の進行管理

本市の計画体系は、全ての計画を総合計画の下に体系化し、総合計画・基幹計画・各個別計画の三層を連動させ、一体的に計画の実現を推進していくことから、個別計画・基幹計画における審議会等での意見聴取を経て、総合計画審議会が進行を管理します。

【進行管理体制のイメージ(「逗子市総合計画」より抜粋)】



本計画では、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「逗子市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議および子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況を把握し、点検、評価などを各年度で行います。

本計画の進行状況を市の広報やホームページなどにより公表します。

逗子市子ども・子育て支援事業計画―誰もが心豊かに子育てできるまち 逗子―

平成 27 年 3 月 逗子市福祉部子育て支援課 TEL 046-873-1111
